

## TOPICS

- 1.ご挨拶
- 2.材料メーカーVS最終製品メーカー
- 3.折りたたみ型スマホの動向
- 4.2019年の意匠法改正案
- 5.日本知財制度改正情報
- 6.海外知財制度改正情報
- 7.米国における特許表示

## ◇ ご挨拶

はじめに、このたびの西日本を中心とした平成30年7月豪雨、台風、および平成30年北海道胆振東部地震におきまして、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、もう10月です。2018年度もいよいよ下半期ですね。最近は春と秋を感じる暇もなく、すぐに夏や冬になってしまう印象です。10月もすぐに過ぎ去って、冬コートが必要な時期になってしまうのでしょうか。

なお、冬コートが必要となるのは「最低気温が10度を下回ったとき」だそうです。かなり便利なトリビアなので、覚えておいて損はないと思います！ただ、残念ながらこのような単なる経験則は特許の対象とはなりませんので、その点も併せて覚えておいていただけたら…と思います。

本号も特許こぼれ話や海外知財制度改正情報など、内容盛りだくさんでお届けいたします。急に寒くなる季節ですので、皆様体調の変化にはくれぐれもお気をつけください。元気に冬を迎えましょう！



(撮影:小島浩嗣)

## ◇ 材料メーカーVS最終製品メーカー

シンガポールに拠点を置く Singapore Asahi Chemical & Solder Industries Pte Ltd (以下Sアサヒケミ社) が、5種類のiPhone等において同社の特許を侵害しているとして、Apple社を相手に米国オハイオ州で損害賠償等を請求する訴訟を提起しています。Sアサヒケミ社が保有する特許権は“はんだ”に関する特許です。もちろん、Appleが“はんだ”を製造したり販売したりしているわけではありません。Appleの製品iPhoneの部品に使用されている“はんだ”がSアサヒケミ社の特許権の権利範囲に含まれる“はんだ”であるため訴えられているのです。結果が出るのはまだ先ですが注目される訴訟となるでしょう。

このように、自社が販売した製品自体ではなくその材料が特許侵害に当たる場合にその材料メーカーではなく最終製品のメーカーや

販売者が訴えられてしまうことがあります。従って、最終製品メーカーは部品や材料の権利についても注意しなければなりません。

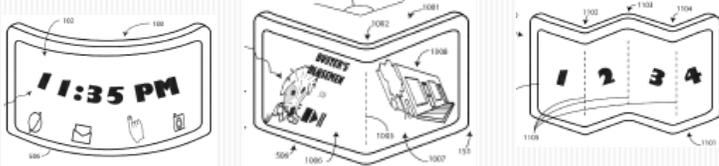
そうは言っても複雑な製品の場合、すべての部品や材料の権利関係に目を光らせるのは難しいものです。そこで最終製品メーカーは、材料メーカーや部品メーカーの製品が他人の権利を侵害しないものであることを条件に（あるいはその点を保証させて）取引することが行われています。

逆に言えば、自社製品がきちんと権利化され且つ他社製品を侵害しないことの裏付けをとっておくことは材料/部品メーカーにとって非常に重要です。材料等のメーカーは中小企業である場合も多いのですが、特許権や知的財産権についても万全にしておくことが取引先との関係で不利にならない前提ではないでしょうか。

## ◇ 折りたたみ型スマホの動向

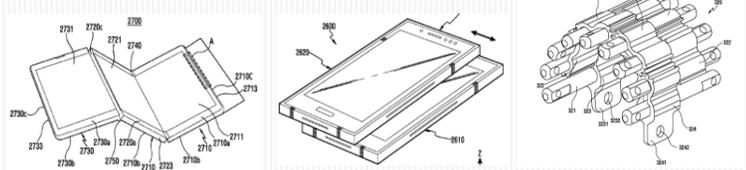
Yahooニュースで「折りたたみスマホでもモトローラは先陣を切る？新形状の特許出願が判明」(engadget 8/30配信)という記事を見つけました。これを機会に、アップルやサムソンが今後どんな形態のスマホを考えているのか、特許出願から探ってみました。

モトローラは記事でも紹介されていますが、Motorola Mobilityから特許出願しています。US9807213には、2つ折りの他、湾曲や4つ折りの例が示されています。



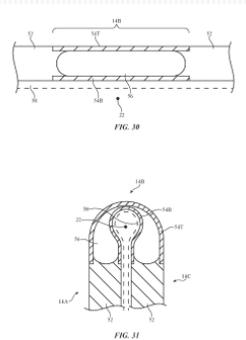
また、この他にも数件、出願されています。

サムソンからは、2つ折りの他、3つ折り(下左)やスライド型(下中央)を示した特許(US2017-0346164)、ヒンジの詳細構造(下右)が示された特許(US2018-0011515)、その他多数が出願されています。



アップルは、曲げられる表示デバイスの特許(US10020462)を取得しています(右図)。

有機ELという、曲げられる表示デバイスが登場して、いろいろなビジネスチャンスが模索されているようです。



## ◇ 2019年の意匠法改正案

2018年08月16日付日経新聞夕刊に「意匠、保護期間を5年延長へ ブランドも守りやすく」との記事がありました。2019年の通常国会に意匠法改正案が提出される予定で、具体的には保護期間を5年延長して25年にする、保護対象にウェブサイトのレイアウトや建築物の内外装などを加える、の2点が挙げられています。

デザイン保護のための意匠ですが、その出願件数は年間約3万件にすぎません。特許出願(毎年約30万件)や商標登録出願(2016年約16万件、2017年19万件)と比較すると、極端に少ないです。

もちろん意匠にも一定の需要はあります。たとえば日用品は商品デザインの寿命が短く、見た目のデザインが登録できる意匠登録出願が活用されています。スマートフォンの初期画面は「画面デザイン」として保護可能です。それでも件数が少ない理由として、

①商標が複数の商品を指定できる(1区分の類似群は上限22個)が、意匠は指定でき

る物品が1つのみ

②立体商標として登録すれば半永久的な商標権を取得できるが、意匠権は登録から原則20年で消滅する

③製品に効果がある場合は、意匠法ではなく特許法の対象となる(デザインそのものを保護する必要性に欠ける)

などが挙げられます。商標、特許との違いが明確でないことが大きな理由だと思います。

詳細な改正内容はまだ開示されていないとはいえ、筆者は「これでデザインが守りやすくなるのかな？」と少し不安を覚えています。

②の立体商標の登録要件は厳しいのですが、だからといって「商標の代わりに意匠で出願しよう！」とはなりません。①の物品の個数は今回改正されません。

さらに筆者の気になる点は改正2点目です。「ウェブサイトのレイアウト」は画面デザインの解釈を拡大することでしょう。「建築物の内外装のレイアウト」は商標法の位置商標とどのように違いを見出すのか注目したいです。

## ◇ 日本知財制度改正情報

### ◆ 「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の施行期日決定

平成30年9月7日に関係政令が閣議決定され、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の施行期日が平成31年7月1日と決定。

\* 1)



(撮影:小島浩嗣)

詳細はリンクをご覧ください。

\* 1) <http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180907006/20180907006.html>

## ◇ 海外知財制度改正情報

### 《米国》

◆ 米国特許庁、料金改正案を公開 (JETRO NYからの報告)。\* 1)

### 《韓国》

◆ 特許法施行令一部改正令

人工知能又はインターネットなど第4次産業革命関連の技術を活用した特許出願に対しては他の特許出願より優先審査可能\* 2)

◆ 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律、商標法、特許法、デザイン保護法一部改正\* 2)

### 《香港》

◆ 特になし

### 《欧州》

◆ 英国政府、Brexit問題に関する白書を公表  
英国政府発表の白書によると、英国がEUを離脱しても、欧州単一特許制度および横溢特許裁判所 (UPC) 制度に留まる予定とのこと。ただし、具体的な対応は未発表。\* 3)

### 《中国》

◆ 中国国家知識財産権局は、社会的負担の軽減と知的財産保護の促進を目的として、一部の庁費用減免等を発表。\* 4)

### 《台湾》

◆ 台湾知的財産局は、規制の緩和および国際調和を目的として、特許法の一部改正草案を起草。\* 5)

詳細はリンクをご覧ください。

\* 1) [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/Ipnews/us/2018/20180817-3.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2018/20180817-3.pdf)

\* 2) [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/kr/ip/ipnews/archive/ipn1804-365.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/ipnews/archive/ipn1804-365.pdf)

\* 3) [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/Ipnews/europe/2018/20180713.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/europe/2018/20180713.pdf)

\* 4) <http://www.sipo.gov.cn/zfgg/1125525.htm>

\* 5) <https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=669103&ctNode=7452&mp=1>

## ◇ 米国における特許表示

米国特許法では、製品に“patent”又は“pat.”と共に特許番号を表示しない場合、原則、損害賠償請求は出来ません（米特許法第287条）。

しかし、法改正により、2011年9月16日からは、“patent”、又は“pat.”と共にインターネット上のアドレスを製品に付することも特許表示として認められるようになりました。

当然のことながら、上記アドレスによって特定されるHP上には、製品名や型式を特定し、“patent”、又は“pat.”と共に特許番号を記載しなければなりません。

では、単に自社のHP上に製品を特定して、“patent”、又は“pat.”と共に特許番号を記載するだけで良いのでしょうか？

いくつか注意点がありますので、以下注意すべき事項を列挙します。自社の米国向け特

許表示の見直しにご活用下さい。

- (i) 製品には“patent”または、“pat.”と、特許番号を示しているウェブサイトのアドレスが書かれていること
- (ii) 一般公衆がアクセス可能であり、アクセスに料金がかからないこと
- (iii) 対象特許をライセンスしている場合、ライセンシーに対象特許を表示する義務を負わせなければいけないこと
- (iv) 実質的に首尾一貫してかつ連続的に行われること
- (v) 特定のソフトウェアにログインしなくても特許番号表示関連情報にアクセスできること
- (vi) サイトにアクセスするユーザーの追跡（tracking）を避けること（例えば cookiesを有効にしなくても情報が見られるようにする）

参考：アメリカ知財情報サイト「Open Legal Community」

2018/02/28付「バーチャル特許番号の基本」

<https://openlegalcommunity.com/basics-of-virtual-patent-number-marking/>

2018/01/24付「バーチャル特許表示を忘れない」

<https://openlegalcommunity.com/virtual-patent-marking/>

お問い合わせ先

**英究特許事務所**  
弁理士 小島 浩嗣

MAIL: [kojima@aq-patent.com](mailto:kojima@aq-patent.com)  
TEL: 03 (6869) 2686  
TEL/FAX: 04 (2935) 3214 (所沢サイト)  
URL: <http://www.aq-patent.com>

※本ニュースレターは、有志の弁理士グループ『Team Lux(チーム・ルクス)』（本谷、井澤、藁科、小島）が旬の知財情報の中から、企業の皆さまの知財業務に役立つ情報をピックアップして提供させていただいております。尚、内容についてのご質問、お問合せは、『Team Lux(チーム・ルクス)』のメンバーである配布責任者までお願いいたします。

※ニュースレター『IPLux(アイピー・ルクス)』の名称について

「Lux (ルクス)」はラテン語で「光」の意味です。本ニュースレターが、皆様にとって知的財産 (IP; Intellectual Property)に関する一筋の道、一筋の光となるように命名しました。未永くご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。